

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガボン	ガボン柔道柔術連盟柔道器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とガボン共和国政府との間の交換公文	ガボン柔道柔術連盟柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	42,700千円 H23.12.31まで	H21. 6.26 リニアブル ビルで (同日)	日本側 加藤基在ガボン大使 ガボン側 ノエル・ネルソン・メソネ外務・協力・仏語圏・地域統合副大臣	H21. 7.22 383号
ガボン	リニアブルビル零細漁業支援センター建設計画の贈与に関する日本国政府とガボン共和国政府との間の交換公文	リニアブルビル零細漁業支援センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,162,000千円 H24.10.31まで	H21. 6.26 リニアブル ビルで (同日)	日本側 加藤基在ガボン大使 ガボン側 ノエル・ネルソン・メソネ外務・協力・仏語圏・地域統合副大臣	H21. 7.22 385号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、_____と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。